

福島県高等学校文化連盟 表彰規程

- 1 本連盟は連盟の発展に尽力し、その功績の顕著な者を表彰する。
- 2 表彰は功労賞、優秀指導者賞、優秀団体賞及び個人賞とする。
 - (1) 功労賞
次の①から③の項目に該当する者。
ただし、退任後に表彰することとし、同一項目での再表彰はしない。
 - ① 県会長・県副会長（1年）、県専門部会長（2年）
 - ② 県専門部委員長（2年）、県理事長（2年）
 - ③ その他、県高文連会長が推薦した者
 - (2) 優秀指導者賞
長年にわたって生徒を指導し、その成果が顕著な者。
ただし、再表彰はしない。
 - (3) 優秀団体賞及び個人賞
全国大会等で優秀な成績を修めた団体及び個人。
- 3
 - (1)の表彰は総会の席上で行い、賞状を贈呈する。
 - (2)の表彰は総会の席上または福島県高等学校総合文化祭の際に行い、賞状を贈呈する。
 - (3)の表彰は福島県高等学校総合文化祭の際に行い、賞状並びに記念品を贈呈する。
- 4 推薦は事務局・専門部・支部が行い、表彰委員会が選考する。
(表彰委員会=会長・副会長・理事長・理事若干名)
- 5 提出書類=所属校・県高文連役職歴等記載の推薦書。

付 則

この規程は平成2年5月10日より施行する。
平成8年5月9日、一部改正、同日より施行する。
平成16年5月13日、一部改正、同日より施行する。
平成19年5月9日、一部改正、同日より施行する。
平成27年5月14日、一部改正、同日より施行する。

表彰に関する申し合わせ事項

- 1 2(1)の①に関する表彰時期については、退職年を目安とする。
- 2 2(2)については、同じ部門の場合は一回に限り表彰する。他部門に移った場合は再表彰もあり得る。
- 3 2(2)の『長年にわたって生徒を指導』の基準は、当該専門部に関連する部活動などの指導に**5年以上**関わることを目安とする。
- 4 2(2)の『顕著な成果』とは、以下を目安とする。
 - ①指導者として全国規模の大会及びコンクールの上位3位以内に入賞させた。
 - ②その他、指導に当たった生徒の活動において、上記の基準と同等の実績があったと認められる場合。
- 5 2(3)の優秀な成績とは、全国上位3団体以内または上位3人以内を目安とする。
- 6 2(3)については、再表彰もあり得る。